

熊本と刑法

日本における刑法の発展

細川重賢(ほそかわしげかた) (1721～85)

- 細川家は1632年豊前小倉から肥後熊本へ
- 名君 重賢は6代目の当主
- 宝暦の改革(財政の再建、教育の振興、法典の制定)
- 鎌田 浩『熊本藩の法と政治』(1998)
- 小林 宏＝高塩 博『熊本藩法制史料集』(1996)

御刑法草書(ごけいほうそうしょ)

- 宝暦4(1754)年 御刑法草書を制定
- 92条の法典
- 明律(みんりつ)に学び、総則(名例律)と各則(人命律、賊盗律など)を区分した。
- Cf. 公事方御定書(1742)・・・徳川吉宗
- 追放刑を廃し、「徒刑」(とけい)を採用。
- Cf. 石川島人足寄場(1790)・・・松平定信

仮刑律（1868）

- 明治維新後、新政府は緊急に刑法典を必要とした。
- 肥後藩に着目、明治元年1月、細川護久を「刑法事務科」の総督に任命。
- 明律、清律及び御刑法草書を参考に「仮刑律」124条を起草。
- その後は、明治3年「新律綱領」、同6年「改定律例」と、律令法の時代が続く。

岡松甕谷（おかまつようこく） （1818～95）

- 豊後高田の人。儒学者として肥後藩に仕える。
- 熊本で塾を開き、子弟を教育。
- 「仮刑律」起草に参画後は、漢学の大家として東京で活躍。
- 中江兆民『一年有半』
- 府立一中教諭、東大文学部教授
- 明治22（1889）年に学士院会員となる。
- 民法学者 岡松参太郎は、甕谷の三男。

鶴田皓(つるたあきら)(その1)

(1835～1888)

- 肥前佐賀の人。幼時より俊秀の誉れ。
- 26歳のとき、熊本へ来て、木下犀潭(きのしたさいたん)の塾で唐、明、清の律を学ぶ。
- 犀潭塾には井上毅(いのうえこわし)も在籍。鶴田が6歳年長であったが、親友となる。
- 鶴田は、岡松甕谷の塾でも学ぶ。
- 佐賀藩士として、戊申戦争に出陣し、会津攻めに加わる。戦後、東京に留まる。

鶴田皓(つるたあきら)(その2)

(1835～1888)

- 「刑法官」に出仕、「新律綱領」の編纂に委員として参加する。
- 続く「改定律例」の編纂では、主任として中心的な役割を果たす。
- 熊本時代の学友、井上毅を司法省に入れる。
- 司法省欧州派遣団に加わり、フランスに赴く。井上も同行。
- ボアソナードに面会、日本へ招聘する。

ギュスターヴ・ボアソナード

Gustave Boissonade (1825～1910)

- パリ大学教授 48歳。明治6年来日。
- 司法省法学校において刑法、行政法、民法(財産法)等を講義。
- 明治8年、「刑法草案取調掛」を相手に刑法の立案開始。日本側委員の中心は、鶴田。
- 完成した草案を太政官で審査。(鶴田、井上)。
- 治罪法も同様な手順で進行(審査に清浦奎吾)
- 明治13年、刑法、治罪法を公布。

井上毅(いのうえこわし)(その1)

(1842～95)

- 熊本藩士の家に生まれる。13歳のとき、木下犀潭塾に入塾。19歳のとき鶴田皓を識る。
- 藩校時習館で朱子学を学ぶ。
- 23歳のとき江戸に下り、フランス学を学ぶ。
- 明治5年、司法省に入る。同年フランス出張。ボアソナードを識る。
- 帰国後、フランス司法制度の著書を刊行。

井上毅(いのうえこわし)(その2)

(1842～95)

- 太政官勤務に転じ、岩倉具視、大久保利通、伊藤博文などに信頼される。
- 大日本帝国憲法起草については、伊藤博文を助け、重要な役割を果たす。
- 伊藤内閣の法制局長官や文部大臣を務める。
- 子爵に列せられる。國學院大學創立に貢献。
- ボアソナードの拷問廃止意見を支持、陪審制度採用論には反対。
- 彼の帰国に惜別の情を述べる。

清浦奎吾(きょうらけいご)(その1)

(1850～1942)

- 鶴田は54歳で、井上は51歳で永眠。
- 清浦奎吾は、肥後来民に生まれた。
- 16歳から21歳まで豊後日田の咸宜園で学ぶ。
- 明治9年、司法省に入り、検事となる。治罪法草案の審査に参画。
- その後、参事院に転じ、山県有朋の知遇を得る。

清浦奎吾(きょうらけいご)(その2)

(1850～1942)

- 内務省警保局長を経て、明治25年司法次官。
- 松方、山県、桂の各内閣で司法大臣。刑法全面改正に関与。
- 監獄改良、免囚保護に尽力。
- 貴族院議員、枢密顧問官(後に枢密院議長)
- 大正13年、内閣総理大臣。(但し、短命に終わる)。
- 伯爵。昭和17年逝去。

学制の整備(その1)

- 明治20年 第五高等学校創立
- 明治28年 京都帝国大学創立
- いわゆる旧制高校について

小学校6年

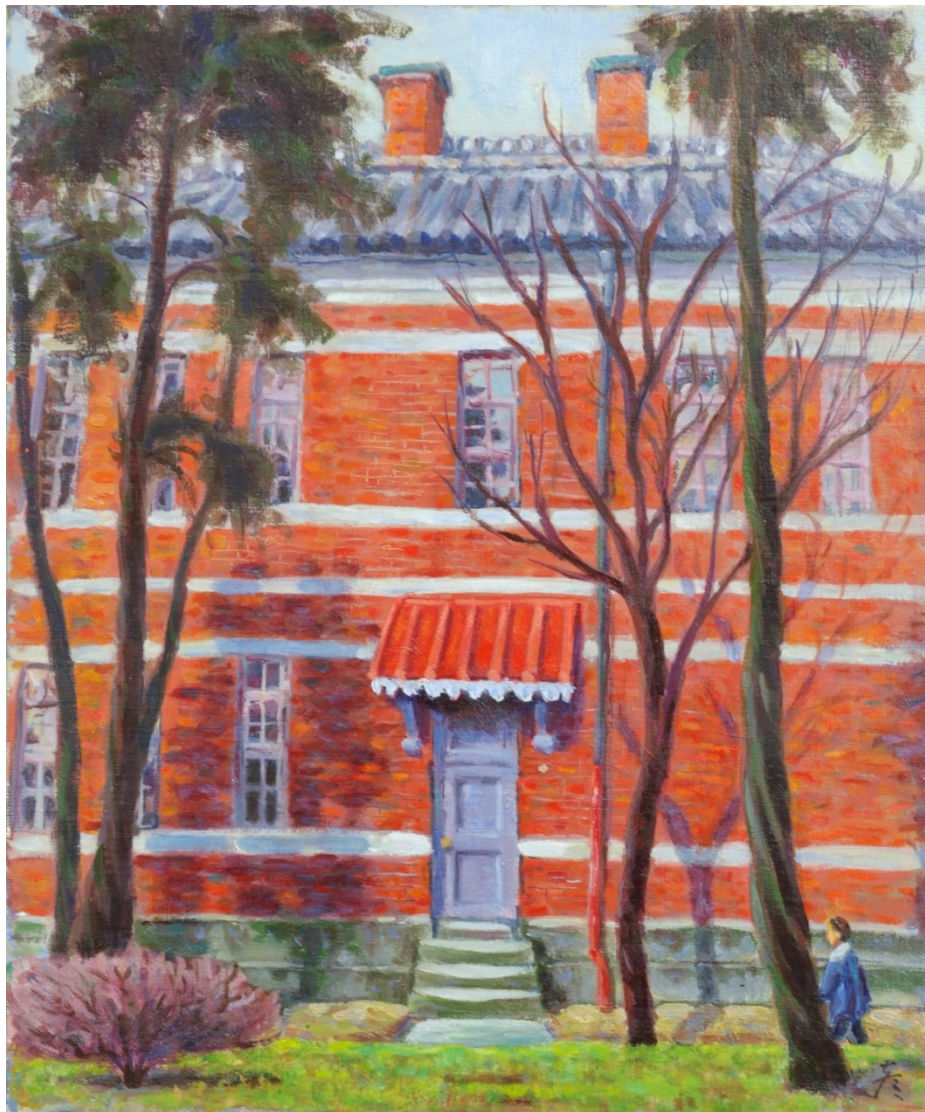
→中学校5年→高等学校3年→帝国大学3年

→専門学校3年

→実業高校5年

→高等女学校5年または4年

第五高等学校



学制の整備(その2)

- 明治19年～20年 第一高等学校から第五高等学校までを設置(第一 東京;第二 仙台;第三 京都;第四 金沢;第五 熊本)
- 第六 岡山;第七 鹿児島;第八 名古屋
- 大正時代に増設されたが、国公立、私立をあわせて三十数校に過ぎなかった。戦後の教育改革で廃止。
- 新制は、いわゆる六三制になる。

泉二新熊(もとじしんぐま)(その1)

(1876～1947)

- 鹿児島県奄美大島の出身
- 五高を経て、明治35年、東京帝大を卒業。
- 京都帝大法科大学講師として招かれる話もあったが、司法官の途を選び、検事となる。
- 司法官試補以来、牧野英一と親しく交わる。
- 刑法学の研究に励み、明治40年、東大講師。翌41年、有斐閣より『日本刑法論』を刊行。
- 東京控訴院検事、大審院判事を歴任。

泉二新熊(もとじしんぐま)(その2)

(1876～1947)

- 大正元年、司法制度視察のため1年間ヨーロッパに出張。少年裁判、陪審制度を研究。
- 司法省行刑局長、同刑事局長として、少年法、陪審法の立法に関与。ノ綱領」策定に参加。
- 昭和2年、刑法改正原案起草委員会主査委員となり、「刑法改正予備草案」を起草。
- 昭和11年、検事総長、同14年大審院長。
- (大審院長 池田寅二郎; 検事総長 馬場義続)

富田山寿(とみたやまひさ)(その1)

(1879～1916)

- 熊本県鹿本郡中富村(現山鹿市)出身
- 五高を経て、明治37年、京都帝大卒業。
- 司法部に在職した後、明治41年、京大助教授に就任。刑事訴訟法専攻。ドイツ法を研究。
- 明治42年、『最近刑事訴訟法要論』上下1, 300ページを刊行。
- 明治45年ドイツ留学。ベーリングの知遇を得る。英米を廻り、大正4年1月帰国。教授昇任。

富田山寿(とみたやまひさ)(その2)

(1879～1916)

- 京大刑事法唯一の専任教官として活躍。
- 大正4年5月に始まる大浦兼武事件について、検察の起訴猶予処分を批判。牧野英一教授と論争を展開。(起訴便宜主義は、大正11年改正で始めて明文化された)。
- 大正5年2月、インフルエンザに罹り、急逝。享年36歳。

佐伯千仞(さえきちひろ)(その1)

(1907～2006)

- 佐伯千仞は、熊本県上益城郡木山町に生まれ、済々黌から五高を経て、京都帝大に進んだ。
- 昭和5年、卒業と同時に助手に採用され、2年後に助教授に昇任した。
- しかし、昭和8年2月、滝川事件が発生。佐伯は、いったん辞職し、立命館の教授となったが、半年後に復職し、京大法学部の再建に当たった。

佐伯千仞(さえきちひろ)(その2)

(1907～2006)

- 留学の機会ないが、ドイツ刑法学を深く研究。
- 戦後、一時「教職追放」の指定を受け、京大教授を退任、弁護士となる。
- 指定解除後、立命館大学教授として学会にも復帰。関西刑法学のリーダーとして活躍。
- 平成7年「陪審制度を復活する会」を発足させた。
- 平成18年、98歳の長寿を全うして逝去。

平野龍一（ひらのりゅういち） （1920～2004）

- 熊本市に生まれ、熊中、五高を経て、東大に進む。
- 父君 平野龍起は、昭和20年まで熊本市長。小野清一郎と東大同期。
- 昭和17年9月、繰り上げ卒業、直ちに軍務へ。
- 復員後、助手として研究再開。助教授昇任。
- 昭和29年から2年間、アメリカ留学。
- 刑法、刑事訴訟法、刑事政策の全分野で活躍。

泉二・富田の功績

- 泉二は、刑法学界で近代派・古典派の対立が先鋭であった時代に、実務家にふさわしい穏健な折衷説を採った。
- 少年法、陪審法など、大正後期の立法に貢献し、昭和前期には「予備草案」、「改正刑法草案」と続く「刑法」改正作業に大きく寄与した。
- 富田は、惜しくも夭折したが、ドイツ刑事訴訟法学の成果を取り入れ、日本刑事訴訟法学発展の礎石を据えた。

佐伯・平野と裁判員制度（その1）

- 刑事裁判に対する国民参加の歴史
 - ① 明治初期、ボアソナード草案の陪審制
 - ② 大正12年「陪審法」成立、昭和18年まで施行して停止された。
 - ③ 昭和23年「検察審査会法」施行。
- 国民参加に関する無風状態を破る動き
 - ① 佐伯 「陪審法」の復活
 - ② 平野 「参審制」の採用

佐伯・平野と裁判員制度（その2）

- 平成11年7月 司法制度改革審議会の設置
- 平成13年1月 国民参加に関するヒヤリング
松尾は参考人の一人として出席、「裁判員制度」について所見を述べる。

平成16年5月 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」成立。5年後施行。

刑事訴訟法の大改正を伴う。公判前整理手続、証拠開示の拡充、連日的開廷など。

法務省赤れんが棟

